

# 設楽町教育委員会傍聴人規則

平成17年10月 1 日  
教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、設楽町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育委員会教育長(以下「教育長」という。)において傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第 4 条 教育長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(禁止行為)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第 6 条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第 7 条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 15 日 教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。